

# 令和6(2024)年度 男女共同参画に関する市民意識調査概要について

## 1 調査目的

平成30(2018)年4月にスタートした「第三次こおりやま男女共同参画プラン」の計画期間が令和7(2025)年度に終了することから、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するとともに、今後の男女共同参画、女性活躍、人権の各種施策の展開の参考とするためにアンケート調査を行う。

## 2 調査方法

- (1) 調査対象 市内在住の18歳以上の男女
- (2) 対象人数 3,000人(男女各1,500人)
- (3) 対象者抽出方法  
無作為抽出(地域・年齢に偏りがないよう調整)
- (4) 調査方法 郵送による配布及び回収  
※インターネットによる回答も可
- (5) 調査期間 令和6年7月下旬～8月31日

## 3 アンケート概要

- (1) 設問数 択一式設問32問  
自由記述1問
- (2) 調査項目 (1)回答者の属性  
(2)男女平等意識  
(3)人権  
(4)家庭生活  
(5)女性活躍  
(6)就業  
(7)男女の働き方と仕事と生活  
(8)防災  
(9)本市の男女共同参画に関する取り組み  
(10)意見、感想【自由記述】

## 4 公表時期

令和7年3月(予定)



～みんなで作ろう 男女共同参画のまち 郡山～

## 男女共同参画に関する市民意識調査に御協力ください！

郡山市では、全ての市民が性別を問わず、一人の人間として尊重される、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指し各種施策を進めております。

「第三次こおりやま男女共同参画プラン」の計画期間が令和7(2025)年度に終了することから、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施いたします。

皆さまには、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださるようお願い申し上げます。

令和6(2024)年7月

郡山市長 品川 萬里

### 御記入にあたって

- この調査は、市民の中から男女それぞれ1,500名を各年代から均等に抽出し、計3,000名の方を対象として実施しますので、御面倒でも、御本人による記入をお願いします。
- この調査は、無記名方式であり、回答は全て統計的に処理されますので、個々の回答やプライバシーに関わる内容が把握されることは決してありません。また、他の目的にも使用いたしません。
- 調査票は、8月31日(土)までに、同封の返信用封筒(切手不要)で返信いただくか、「郡山市かんたん申請・申込システム」で入力し、送信ください。

※システム入力で回答いただいた方は、紙の調査票の記入・返信は不要です。

(郡山市かんたん申請・申込システムは、次のQRコードでアクセスできます。)



ご協力をお願いします

### 【郡山市かんたん申請・申込システムの入力方法】

- 1 簡単申請申込システムの画面へ移行し、入力を行ってください。
- 2 入力を終わったら「次へ」をクリックし、確認のうえ最後に「送信する」を押してください。  
※入力開始後 1時間を経過すると送信できなくなります。 改めて初めから入力となりますのでご注意ください。
- 3 「受付完了しました」の画面が出たら終了です。



<問合せ先> 郡山市市民部男女共同参画課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号(市役所西庁舎3階)

電話 024-924-3351(直通) FAX 024-921-1340

メールアドレス [danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp](mailto:danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp)

【問10関係 相談窓口一覧】

種別	相談内容	窓口	相談受付時間	電話番号
人権全般	離婚や扶養・相続など家庭内での問題等 配偶者暴力(DV)、子ども・高齢者虐待等 いじめ・体罰などの問題等 近隣間の騒音・悪臭・ばい煙問題等 名誉侵害等のセクシャル・ハラスメント等	常設人権相談 (福島地方事務局郡山支局)	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-962-4500
		特設人権相談 (日程等問い合わせ:福島地方事務局郡山支局)	月1回実施 日程・会場等は郡山市ホームページの「人権相談」 にも掲載しています。	
	人権関連全般 (インターネット上の書き込みによる人権侵害を含む)	みんなの人権110番	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0570-003-110
	女性の人権関連全般	女性の人権ホットライン	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0570-070-810
	子どもの人権関連全般	子どもの人権110番	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0120-007-110
セクハラ パワハラ マタハラ 就労関係	セクシャルハラスメント関係	福島労働局雇用環境・均等室 (福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階)	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-536-4609
	パワーハラスメント関係 マタニティハラスメント関係 雇用問題、労働紛争等	郡山総合労働相談コーナー (郡山市富久山町久保田字愛宕78-1 2階 郡山労働基準監督署内)	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～16:30	024-900-9609
	労働トラブル(解雇、賃金未払い、パワハラ、セクハラ、退職勧奨、職場の人間関係など)	労働困りごと相談 (福島県自治会館4階 福島県労働委員会事務局)	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～12:00、13:00～17:00	024-521-7594
	就業規則、賃金、労働時間、解雇、パワハラ、セクハラ、退職勧奨、職場の人間関係など	福島県中小企業労働相談所	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～16:00	0120-610-145
ストーカー その他	ストーカー等、性に絡んだ相談	性犯罪被害110番 (福島県警察本部)	24時間対応(無休) 平日(月～金曜日)9:00～17:00以外は 県警察本部直営で対応	#8103 0120-503-732
	性暴力等被害者相談	SACRAホットライン	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00 ※上記以外の時間は国の夜間休日コールセンターに電話が つながり、相談をすることができます。	024-563-3722
	警察安全相談	警察総合相談	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	#9110 024-525-3311
	女性の安全に関すること	女性安全相談所 郡山警察署(駅前交番)	毎日 10:00～18:00	024-923-0199
DV 女性の悩み 家庭の悩み	DV及び各種女性の悩み	女性のための相談日 (郡山市男女共同参画センター) ※要予約	・女性相談員による夫婦関係や福祉制度の相談 (月3回) ・女性弁護士による法律相談(月1回)	024-924-0900
	DV及び各種女性の悩み	女性のための電話相談ふくしま	平日(祝日を除く月～金曜日) 10:00～17:00	0120-207-440
	DV及び各種女性の悩み	福島県女性のための相談支援センター	毎日(祝日を除く) 9:00～21:00	024-522-1010
	子育てや家庭生活・女性が抱える相談 (虐待・DV等)	郡山市子ども家庭課	毎月第3土曜日とその翌日を除く毎日 8:30～18:00	024-924-3341
DV 子どもの いじめ 不登校 その他	子どもへの虐待に関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル (お近くの児童相談所につながります)	24時間対応(無休)	189(無料)
	子どものあらゆる相談(18歳未満)	福島県県中児童相談所	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-935-0611
	学校生活に関すること	郡山市総合教育支援センター	毎月第3土曜日とその翌日を除く毎日 8:30～18:00	024-924-2541
	子どものあらゆる相談	ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)	24時間対応(無休)	0120-916-024
		いじめ110番相談コーナー (福島県警察本部県民サービス課)	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	0120-795-110
	学校・家庭生活に関する相談(不登校・いじめ・学業・非行・性格・子育て等)	ヤングテレホンコーナー (福島県警察本部県民サービス課)	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	024-525-8060
		子どもと家庭テレフォン相談 (福島県中央児童相談所)	毎日(祝日を除く) 9:00～20:00	024-536-4152
犯罪被害	いじめ問題や不登校、体罰などの問題に関する相談	ダイヤルSOS (福島県教育センター)	平日(祝日を除く月～金曜日) 10:00～17:00	0120-453-141
	犯罪被害者の司法手続きに関する相談	福島地方検察庁被害者ホットライン	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	024-534-5135
	犯罪被害者支援窓口及び弁護士の紹介	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	0120-079714
	犯罪・交通事故等の被害者相談	公益社団法人ふくしま被害者支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	024-563-3724
外国人の 生活相談	外国人の生活全般に関すること	外国人住民のための相談窓口 公益財団法人 福島県国際交流協会	火～土曜日 9:00～17:15 対応言語等詳細はウェブサイトを ご覧ください。	 024-524-1316
	住外国出身者のための日常生活全般の相談、生活情報を提供	郡山市国際交流サロン 郡山市役所本庁舎2階	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:15	024-924-2970

令和6(2024)年度

## 男女共同参画に関する市民意識調査票

### 【あなたご自身についておたずねします。】

問1 あなたの性別(性自認)は?(1つに○)

1 男性	2 女性	3 その他	4 回答しない
------	------	-------	---------

問2 あなたの年齢(2024年7月1日時点の満年齢)は、おいくつですか。(1つに○)

1 18~19歳	2 20~29歳	3 30~39歳	4 40~49歳
5 50~59歳	6 60~69歳	7 70歳以上	8 回答しない

問3 あなたはご結婚(事実婚を含む)されていますか。(1つに○)

1 未婚	2 既婚(配偶者あり)	3 既婚(配偶者と離別・死別)
------	-------------	-----------------

問4 あなたの職業をおたずねします。※主に当てはまる番号の1つに○。

#### 【自営業】

1 農・林・漁業(自営、家族従事者)
2 商・工・サービス業(自営、家族従事者)
3 自由業(開業医・弁護士・芸術家・茶華道等の自営者、家族従事者)

#### 【勤め人】

4 役員・管理職(課長級以上)
5 専門技術職(勤務医・看護師・研究員・教員・栄養士・保育士・技術者等)
6 事務職(一般事務・司書等)
7 労務・技能職(技能工・調理師・自動車運転手・労務員等)
8 販売・サービス業(外交員・販売員・理美容師・飲食店の接客員等)

#### 【無職】

9 主婦・主夫	10 学生	11 無職	12 その他( )
---------	-------	-------	-----------

## 【男女平等意識についておたずねします。】

問5 あなたは、次のような各分野での男女の地位が平等だと思いますか。  
(それぞれの項目ごと、1つに○)

項目 \ 選択肢	男性が優遇 されている	やや男性が 優遇されている	男女平等である	やや女性が 優遇されている	女性が優遇 されている
① 家庭生活では	1	2	3	4	5
② 職場では	1	2	3	4	5
③ 学校教育の場では	1	2	3	4	5
④ 地域活動の場では	1	2	3	4	5
⑤ 法律や制度上では	1	2	3	4	5
⑥ 社会通念、慣習、 しきたり等では	1	2	3	4	5
⑦ 社会全体では	1	2	3	4	5

問6 あなたは、結婚、家庭、離婚等についての次のような考え方についてどう思いますか。  
(それぞれの項目ごと、1つに○)

項目 \ 選択肢	賛成 (そう思う)	どちらかと いえば賛成 (そう思う)	どちらかと いえば反対 (そう思わない)	反対 (そう思わない)
① 結婚は個人の自由であるから、結婚 してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4
② 女性が仕事を持つのはよいが、家 事、育児等と両立させるべきである	1	2	3	4
③ 結婚や出産後も女性が働き続けるこ とは、自然なことであり、夫婦で協力し て家事をするべきである	1	2	3	4
④ 結婚しても必ずしも子どもを持つ ことはない	1	2	3	4
⑤ 一般的に今の社会では、離婚した 場合、女性のほうが不利である	1	2	3	4
⑥ 男性は外で働き、女性は家庭を守る べきである	1	2	3	4

## 【人権についておたずねします。】

問7 あなたは、次のような人権侵害を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。  
(それぞれの項目ごと、1つに○)

項目	選択肢	自分が受けた	した 身近で見聞き	ある 聞いたことは マスコミ等で	知らない
① セクハラ(セクシュアル・ハラスメント) ※		1	2	3	4
② パワハラ(パワー・ハラスメント) ※		1	2	3	4
③ マタハラ(マタニティ・ハラスメント) ※		1	2	3	4
④ ストーカー ※		1	2	3	4
⑤ DV(ドメスティック・バイオレンス) ※		1	2	3	4
⑥ インターネット(SNS)上での書き込み ※		1	2	3	4

※① 相手が望まない性的な意味合いを持つ言動のことをいいます。

※② 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

※③ 職場において妊娠や出産を理由に行われる嫌がらせ、退職の強要、雇い止めなどをいいます。

※④ 同一の者に対し、つきまとい行為等を繰り返し行うことをいいます。

※⑤ 夫婦や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力をいいます。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や態度による精神的暴力や金銭を渡さない、あるいは奪うなどの経済的暴力、性的暴力などもあります。

※⑥ インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信するといった悪質な事案が急増しています。匿名性や情報発信の容易さから、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものです。

問8 問7で、「1 自分が受けた」と回答された方にお聞きします。あなたはそのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(1つに○)

1 相談した

2 どこ(誰)にも相談しなかった・できなかった →問9へ

問9 問7で、「2 どこ(誰)にも相談しなかった・できなかった」と回答した方にお聞きします。相談しなかった・できなかったのはなぜですか。(〇はいくつでも)

- 1 どこ(誰)に相談してよいのか分からなかったから
- 2 相談しても無駄だと思ったから
- 3 相談したことが分かって、仕返しを受けると思ったから
- 4 自分さえ我慢すればよいと思ったから
- 5 世間体が悪いから
- 6 自分にも悪いところがあるから
- 7 相談するほどのことではないと思ったから
- 8 その他(具体的に )

問10 あなたは、セクハラ、パワハラ、ストーカー、DV、インターネット(SNS)上での書き込み等の被害にあったときの相談窓口をご存知ですか。(1つに〇)  
<県内の相談窓口については、アンケート依頼文書の裏面をご参照ください。>

- 1 知っている
- 2 知らない

問11 あなたは、今までに自分の体の性、心の性または性的指向※に違和感を持ったり悩んだりしたことがありますか。また、身近に悩んでいる方を見たり、悩んでいることを聞いたりしましたか。(1つに〇)

- 1 はい
- 2 いいえ

※ 性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のことをいいます。人によって、性的指向のあり方は様々で、自身と異なる性別の人を好きになる人、自分と同じ性別の人を好きになる人、相手の性別を意識せずにその人を好きになる人などがいます。また、誰にも恋愛感情や性的な感情をもたない人もいます。

問12 現在、性的マイノリティ(性的少数者)※の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか。(1つに〇)

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえばそう思わない
- 4 そう思わない
- 5 わからない

※ 性的マイノリティ(性的少数者)は、性的指向又は性自認における少数者を表す総称で「LGBT」の方など、何らかの意味で「性」の在り方が大多数の人とは異なる方々のことをいいます。L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(出生時に診断された性とは違う性を生きる人)

問13 性的マイノリティ(性的少数者)の方々が生きやすい社会を実現するために、あなたはどのような取り組みが必要だと思いますか。(1つに○)

- |   |
|---|
| 1 市民の理解促進を図るための周知啓発(講座、情報紙等)<br>2 悩みを相談できる窓口の設置<br>3 当事者同士で交流ができる機会の確保<br>4 支援団体の育成<br>5 同性パートナーシップ制度※の導入<br>6 その他(具体的に ) |
|---|

※ 個人の多様性を尊重するため、同性の2人を人生のパートナーとして自治体が認める制度のことをいいます。

問14 新聞、テレビなどで「人権問題」や「人権侵害」が報道されることがありますが、あなたの身近では、どのようになってきていると思いますか。(1つに○)

- |  |
|--|
| 1 少なくなってきた<br>2 あまり変わらない<br>3 多くなってきた<br>4 わからない |
|--|

問15 あなたは、これまでにセクハラ、いじめ、虐待など「人権」について考えたり、学んだりした経験はありますか。(○はいくつでも)

- |  |
|--|
| 1 各種報道や書籍から「人権」について考えたり、学んだりしたことがある<br>2 授業、講座や講演会等を通して考えたり、学んだりしたことがある<br>3 身近な人の経験や話から、考えたり、学んだりしたことがある<br>4 特に考えたり、学んだりしたことはない<br>5 わからない<br>6 その他(具体的に ) |
|--|

問16 あなたは、次にあげた①～⑬のことが夫婦やパートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。①～⑬のそれぞれについてお答えください。  
(それぞれの項目ごと、1つに○)

項目	選択肢	どんな場合でも暴力にあたると思う	ない場合もあると思う	暴力にあたる場合もそうでない場合もある	暴力にあたるとは思わない
① 殴る、蹴る、首を絞める		1	2	3	
② 物を投げつける		1	2	3	
③ 刃物などを突きつける		1	2	3	

④ 大声でどなる	1	2	3
⑤ 無視する	1	2	3
⑥ 「別れるなら自殺する」などと言う	1	2	3
⑦ 相手が大切にしている物を壊す	1	2	3
⑧ 性行為を強要する	1	2	3
⑨ 避妊に協力しない	1	2	3
⑩ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑪ 生活費を渡さない	1	2	3
⑫ 妻(夫)を働かせない	1	2	3
⑬ 家計を厳しく管理し、金銭的自由を与えない	1	2	3
⑭ 友人などとの付き合いを制限する	1	2	3
⑮ 電話・メール・SNS(LINEなど)の内容を細かくチェックする	1	2	3
⑯ 子どもに母親(父親)を非難することを言わせる	1	2	3

問17 『人権相談』※をご存知ですか。(1つに○)

1 知っている	2 知らない
---------	--------

※ 人権相談は、法務局の職員や人権擁護委員が相談に応じます。セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別、隣近所のもめごとなど様々な相談ができます。(相談は無料、秘密は厳守されます。)

相談方法は、電話相談や窓口相談、インターネット相談等があります。

窓口相談は、法務局のほか市内施設で開設(月1回程度)しており、開設日程は、広報こおりやま、市ウェブサイト、チラシ等でお知らせしています。



## 【家庭生活についておたずねします。】

問18 あなたの家庭では、次にあげるような家事、育児や介護等を、主にどなたが分担していますか。(それぞれの項目ごと、1つに○)

項目	選択肢	主として夫	主として妻	夫婦で	家族全員(夫婦と子ども)	族その他の家	※ 該当しない
① 食事の用意、あと片付け		1	2	3	4	5	6
② 掃除		1	2	3	4	5	6
③ 洗濯		1	2	3	4	5	6
④ 育児		1	2	3	4	5	6
⑤ 家族の介護や看病		1	2	3	4	5	6
⑥ 地域活動(PTA や町内会の活動等)		1	2	3	4	5	6

※ 「該当しない」には、各項目に該当しない場合のほか、家族等以外の方が主に分担している場合(家事支援サービスの利用など)も含まれます。

## 【女性活躍についておたずねします。】

問19 あなた自身あるいはあなたの身近にいる女性は、仕事や地域活動で活躍していると思いますか。(1つに○)

1 活躍している 2 どちらかといえば活躍している 3 どちらかといえば活躍していない 4 活躍していない	} 問20(1)へ } 問20(2)へ
--	------------------------

問20 問19のように感じる理由は何ですか。(それぞれの項目ごと、3つまで○)

(1) 問19で「1 活躍している」又は「2 どちらかといえば活躍している」と回答された方にお聞きします。活躍していると感じている理由は何ですか。(3つまで○)

1 産休・育休・介護などの支援制度が充実し、女性社員の退社が減っている 2 女性の経営者や管理職が増えている 3 管理職でないが活躍する女性が増えている 4 女性の職域(研究開発、マーケティング、営業など)が広がっている 5 報道などで女性の活躍を目にする機会が増えている
--

次ページに選択肢の続きがあります

- 6 女性のキャリア意識(仕事で経験を積もうとする意識)が上がっている
- 7 長時間労働の慣習が改善されてきている
- 8 PTA や自治会の会長等役職に就く女性が増えている
- 9 その他(具体的に )

(2) 問19で「3 どちらかといえば活躍していない」又は「4 活躍していない」と回答された方にお聞きします。活躍していないと感じている理由は何ですか。(3つまで○)

- 1 産休・育休・介護などの支援制度が不充実である
- 2 産休・育休・介護などの支援制度があっても利用しにくい(できない)
- 3 女性の経営者や管理職が少ない
- 4 女性の職域(研究開発、マーケティング、営業など)が限定的である
- 5 女性のキャリア意識(仕事で経験を積もうとする意識)が向上していない
- 6 出産・育児などのため、男性に比べキャリア形成が難しい
- 7 男性優位の考え方が変わっていない
- 8 長時間労働の慣習が改善されていない
- 9 PTA や自治会の会長等役職に就いている女性がいない
- 10 その他(具体的に )

問21 女性が活躍するにはどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

- 1 企業トップが女性の活躍促進に積極的であること
- 2 職場の上司・同僚が、女性が働くことについて理解があること
- 3 育児・介護等との両立について職場の支援制度が整っていること
- 4 企業内で長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること
- 5 身近に活躍している女性(ロールモデル)がいること
- 6 仕事が適正に評価されていること
- 7 職域が拡大されるなど、仕事にやりがいがあること
- 8 キャリア形成のための研修制度があること
- 9 保育施設が充実していること
- 10 国や地方自治体など行政による企業支援があること
- 11 地域社会が自治会などの地域活動に女性の参画の必要性を認めること
- 12 わからない
- 13 その他(具体的に )

問22 あなたは、女性が職業を持つことについてどうお考えになりますか。次の中からあなたのお考えに一番近いものを選んでください。(1つに○)

- 1 職業は一生持ち続けるほうがよい
- 2 結婚するまでは、職業を持つほうがよい
- 3 子どもができるまでは、職業を持つほうがよい

次ページに選択肢の続きがあります

- 4 子どもができたなら職業を辞め、子どもが大きくなったら再就職するほうがよい
- 5 女性は職業を持たないほうがよい
- 6 その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )
- 7 わからない

**問23** 福島県は、政策、方針決定に関わる役職の女性の割合が全国平均と比べて低い現状にあります。あなたが、次にあげるような政策、方針決定に関わる役職において、今後、女性が増えたほうがよいと思うものはどれですか。(○はいくつでも)

- 1 都道府県、市町村の首長
- 2 国会議員、都道府県議員、市町村議員
- 3 国家公務員、地方公務員の管理職
- 4 裁判官、検察官、弁護士
- 5 大学教授、教育関係の管理職(校長・教頭)
- 6 国連などの国際機関の管理職
- 7 企業の管理職
- 8 起業家、経営者
- 9 労働組合の幹部
- 10 農協の役員
- 11 自治会、町内会の役員
- 12 PTAの役員
- 13 今のままでよい
- 14 その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

**【就業についておたずねします。】**

**問24** 現在、あなたは働いていますか。(1つに○)

- 1 働いている(育児休業中等を含む) →問25へ
- 2 働いていない →問27へ

**問25** 今の職場で、仕事の内容や待遇面において、男女で差別されていると思いますか。(1つに○)

- 1 男性が差別されていると思う
  - 2 女性が差別されていると思う
  - 3 そのようなことはないと思う
  - 4 わからない
- } 問26へ

**問26** 問25で、「差別されていると思う」と答えた方にお聞きします。それは、具体的にどのようなことですか。(○はいくつでも)

- 1 賃金に差がある
- 2 昇進、昇格に差別がある
- 3 能力が正当に評価されない
- 4 結婚したり、子どもが生まれたりすると仕事を続けにくい雰囲気がある
- 5 その他(具体的に \_\_\_\_\_ )

## 【男女の働き方と仕事と生活についておたずねします。】

問27 仕事と生活について、あなたの考え方(理想)と現実(現状)にもっとも近いものを教えてください。(それぞれの項目ごと、1つに○)

選択肢 項目	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「地域・個人の生活」※を優先	「仕事」と「家庭生活」をともに両立	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに両立	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに両立	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべてバランス良く行う。	わからない
① 考え方(理想)	1	2	3	4	5	6	7	8
② 現実(現状)	1	2	3	4	5	6	7	8

※「地域・個人の生活」とは、地域活動、学習、趣味、付き合いなどを指します。

問28 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動について、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう、啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)づくりをすすめること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他(具体的に )

## 【防災についておたずねします。】

問29 大規模災害時の備えに関して、男女がともに安心できる防災体制を整えるために日常的にどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 防災関係者に対する男女共同参画の意識づくり
- 2 郡山市地域防災計画※に女性や子供、高齢者等の意見を反映する
- 3 女性の意見を反映させるための仕組みづくりや防災会議等の委員への積極的な女性の登用
- 4 防災に携わる職域等への女性参画の拡大及び女性リーダーの育成
- 5 防災について、学習機会の提供
- 6 男女ともに安心して利用できる避難所運営のためのマニュアル作成
- 7 災害時における女性の相談体制の確立
- 8 その他(具体的に )

※ 郡山市地域防災計画：災害対策基本法の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を最小化する「減災」の考え方に立ち、郡山市防災会議が策定する計画です。

## 【郡山市の男女共同参画に関する取り組みについておたずねします。】

問30 『男女共同参画社会』を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 法律や制度の面で見直しを行う
- 2 国・地方公共団体審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 3 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 4 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 5 従来、女性が少なかった分野(研究者等)への女性の進出を支援する
- 6 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- 7 男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する
- 8 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- 9 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- 10 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 11 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PR する
- 12 男女の収入格差を生じさせないような雇用環境の整備を進める
- 13 わからない
- 14 その他(具体的に )

問31 あなたは、男女共同参画センター(愛称:さんかくプラザ)※をご存知ですか。  
また、利用したことがありますか。(1つに○)

- 1 利用したことがある
- 2 知っているが、利用したことはない
- 3 知らない

※ さんかくプラザは、「男女共同参画のまち郡山」の実現を目指すための市民活動の拠点施設です。男女共同参画推進の活動をする皆さまを支援します。

さんかくプラザの4つの機能 ・学習 ・交流 ・情報 ・相談

令和6(2024)年7月現在、長寿命化工事のため、来年3月末まで休館しています。  
施設は工事中ですが、各種講座や相談を行っています。広報こおりやまさんかくプラザのウェブサイトなどで講座や相談のご案内をしていますので、ぜひご覧ください。

問32 今後、『さんかくプラザ』に何を充実してほしいですか。(○はいくつでも)

- 1 学習・研修機能の充実
- 2 図書・情報収集、提供
- 3 相談機能
- 4 市民団体の交流、活動機能
- 5 調査・研究機能
- 6 その他(具体的に )

「男女がともに生きいきと暮らせる社会づくり」に向けて、あなたのご意見、ご感想などを、ぜひお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

お手数をおかけいたしますが、この調査票を、同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、令和6年8月31日(土)までにご投函ください。

なお、このアンケートは「無記名調査」ですので、お名前やご住所の記載は不要です。

～ お知らせ ～

今年11月10日(日)に「第23回福島県男女共生のつどい」を郡山市(けんしん郡山文化センター)で開催します。

男女共生のつどいは、男女共生の意識を広く県民と共有し、一人一人に根付くことを目的としています。講師に山口真由さん(弁護士・信州大学特任教授)を迎えて講演会を行いますので、ぜひご参加ください。詳細は、広報こおりやま9月号でお知らせします。